別表七の11付表三の記載要領第11号中「「連結欠損金個別帰属額(25の計）又は（別表七の二付表一「７の計」）(9)」」を「「連結欠損金個別帰属額(25の計）又は（別表七の二付表一「９の計」）(9)」」に、「「連結欠損金個別帰属額(25の計）又は（別表七の二付表一「７の計」）(20)」」を「「連結欠損金個別帰属額(25の計）又は（別表七の二付表一「９の計」）(20)」」に、「「又は（別表七の二付表一「７の計」）」」を「「又は（別表七の二付表一「９の計」）」」に改め、同記載要領に次の11号を加える。

6　「調整前の控除未済連結欠損金個別帰属額（（前期の別表七の二付表一「20」又は「28」）又は別表七の二付表二「21」）　(25)　の欄は、当該連結事業年度の前連結事業年度が平成24年３月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、同欄中「別表七の二付表一「20」又は「28」」とあるのは、「別表七の二付表一「18」又は「26」」として記載すること。

7　「(25)のうち特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額（（前期の別表七の二付表一「14」）又は別表七の二付表二「21の内書」）　(26)　の欄は、当該連結事業年度の前連結事業年度が平成24年３月31日以前に終了した連結事業年度である場合には、同欄中「別表七の二付表一「14」」とあるのは、「別表七の二付表一「12」」として記載すること。